

プラスチック分別収集物中間処理事業に関するサウンディング型市場調査

回答書

質問事項	回答
再商品化事業者は既に決まっていますか。	決定しておりません。
再商品化事業者への二次運搬方法は決まっていますか。	二次運搬については、再商品化事業者が運送業者を手配する予定です。
圧縮梱包の前処理として破袋・選別を行う必要はありますか。	現時点では、未破袋・無選別での圧縮梱包を想定しています。
中間処理施設での火災発生等に対する新発田市の考え方や担保は。	民間の廃棄物処理施設における火災については、施設の設置・運営者である事業者が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「消防法」、その他関連法令に基づき、火災の発生防止、防火・消火設備の整備及び適正な施設の維持管理等を行う責任を負っています。 民間処理施設について、自治体が火災の発生を完全に防止することや、施設の安全性を直接保証するものではありません。施設の安全管理及び火災予防については、事業者が法令上の責任を負うことを基本としています。 自治体としては、法令に基づく許可、立入検査、報告徴収及び必要な指導等を通じて、適正な施設管理が確保されるよう対応しています。
当事業で新たに許可や専用車両及び施設が必要となった場合、取得に関して行政等から補助は受けられますか。	現時点で、当市からの補助は予定しておりません。当市以外からの補助等については、当該補助等を所管する団体にお問合せください。

新発田市環境衛生課

問合せ先：0254-28-9115 内線：1664